		オーダーメイド	（略）			82,500				特殊義眼	（略）			60,000			
		（削る）	（削る）			（削る）				コンタクト義眼	主材料―プラスチック			60,000			
	（略）	矯正用	（略）			（略）	（略）	価格はレンズ２枚１組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。 遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。	眼　鏡	矯正眼鏡	（略）			（略）	（略）	価格はレンズ２枚１組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。
		遮光用	（略）	（略）		（略）				遮光眼鏡	（略）	（略）		（略）			
				（削る）		（削る）						６Ｄ未満		30,000			
				（削る）		（削る）						６Ｄ以上10Ｄ未満		30,000			
				（削る）		（削る）						10Ｄ以上20Ｄ未満		30,000			
				（削る）		（削る）						20Ｄ以上		30,000			
		（略）	（略）			（略）		（略）		（略）	（略）			（略）			（略）
		弱視用	（略）			（略）		（略）		弱視眼鏡	（略）			（略）			（略）
	（略）	（略）	次のいずれかを満たすもの。 ①　ＪＩＳ　Ｃ　5512―2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ②　ＪＩＳ　Ｃ　5512―2015による。	（略）	（略）	（略）	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。	補聴器	高度難聴用ポケット型	ＪＩＳ　Ｃ　5512―2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	（略）	（略）	（略）	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
		（略）			（略）					重度難聴用耳かけ型				（略）			